

熊本県公報

第 1 2 8 1 4 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 9 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…… (//) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…… (//) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…… (//) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…… (//) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定・届出…… (//) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出…… (//) 3
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…… (高齢者支援課) 3
- 介護医療院の開設許可…… (//) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…… (農村計画課) 3
- 土地改良区役員の退任及び就任…… (//) 4
- 公共測量の終了…… (監理課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…… (建築課) 5
- 自転車任意保険契約に係る一般競争入札の実施…… (警察本部警務課) 5
- うなぎの採捕制限…… (内水面漁場管理委員会) 7

公 告

登 載 依 頼

告 示

熊本県告示第 3 8 4 号

次のとおり児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 2 1 条の 5 の 2 0 第 4 項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第 2 1 条の 5 の 2 5 の規定により公示する。

平成 3 1 年(2 0 1 9 年)4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援多機能型事業所のびのびハウス 阿蘇市黒川 4 0 6 番地	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇市黒川 4 3 1 番地 岩本 浩治	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 1 日	4 3 5 2 8 0 0 0 1 7	指定児童発達支援

熊本県告示第 3 8 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 3 1 年(2 0 1 9 年)4 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

ドリームきらり 宇土市城之浦町108- 9 101	株式会社 ヨシダプロテ クト 宇土市城之浦町108- 9 102 吉田 光宏	就労継続支援B型	平成31年 (2019 年)4月1日
---------------------------------	--	----------	--------------------------

熊本県告示第386号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院 合志市須屋26 59番地	独立行政法人国立病院機構 東京都目黒区東が丘 二丁目5番21号 楠岡 英雄	平成30年 (2018年) 4月1日	435290 0056	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第387号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス ジュニアサポートしすい 菊池市泗水町吉富2252番地 4	一般社団法人ジュニアサポート 菊池市隈府364番地12 城 ひろ子	平成31年 (2019年) 4月1日	435120 0128	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
くじらのせなか 玉名郡長洲町清源寺41 8-1	合同会社 バレイアプラス 玉名郡長洲町清源寺41 8-1 高野内 豊久	生活介護	平成31年（ 2019年） 4月1日

熊本県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
清風薬局人吉店 人吉市土手町41番地3	平成31年(2019年) 4月1日

熊本県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
たらぎ調剤薬局	医療機関の住所	球磨郡多良木町 大字多良木29 05番地1	球磨郡多良木町 大字多良木29 05番地4	平成28年(2016年)2月 8日
訪問看護ステーション向春苑	医療機関の住所	八代市大福寺町 2411-1	八代市場町35 番地2	平成29年(2017年)5月 1日

熊本県告示第391号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
東熊本第二病院 菊池郡菊陽町辛川1923 番地1	医療法人 永田会	平成31年(2019年)3月 1日	介護療養型医療施設

熊本県告示第392号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護医療院ゆうきの里 玉名市上小田1063番地	医療法人悠紀会	平成31年(2019年)4月1日

公 告

熊本県公告第219号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 監事	川元 忠篤	天草市深海町2841番地
就任 監事	滝下 將秀	天草市深海町1831番地

熊本県公告第220号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西 繁孝	球磨郡相良村大字柳瀬211
理事	緒方 學	球磨郡相良村大字柳瀬817
理事	高畑 育美	球磨郡錦町大字西3375-1
理事	吉松 利則	球磨郡相良村大字川辺3782
理事	宮原 里美	球磨郡相良村大字川辺1941
理事	川邊 久喜	球磨郡相良村大字川辺5451-2
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	岩崎 盛光	球磨郡相良村大字川辺210-12
理事	尾方 清喜	球磨郡錦町大字木上北200-3
理事	宮崎 富生	球磨郡相良村大字柳瀬360-8
理事	横山 良継	球磨郡相良村大字柳瀬2299-1
監事	岩田 拓侍	球磨郡相良村大字柳瀬1034-180
監事	畠山 堅治	球磨郡相良村大字川辺1000
監事	永尾 春馬	球磨郡相良村大字柳瀬1347-1
就任		
理事	先田 秀樹	球磨郡相良村大字柳瀬360-3
理事	中嶋 勝巳	球磨郡相良村大字柳瀬985-373
理事	茂吉 隆典	球磨郡相良村大字柳瀬1034-21
理事	尾方 豊和	球磨郡相良村大字川辺3395
理事	宮原 里美	球磨郡相良村大字川辺1941
理事	木崎 俊充	球磨郡相良村大字川辺5145
理事	川邊 久喜	球磨郡相良村大字川辺5451-2
理事	古川 十市	球磨郡相良村大字柳瀬135
理事	東 秀明	球磨郡相良村大字柳瀬790
理事	尾方 清喜	球磨郡錦町大字木上北200-3
理事	吉松 徹眞	球磨郡相良村大字深水1049
監事	岩田 拓侍	球磨郡相良村大字柳瀬1034-180
監事	畠山 堅治	球磨郡相良村大字川辺1000
監事	田端 忠道	球磨郡相良村大字柳瀬2036-3

熊本県公告第221号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊陽町長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（1級基準点測量）	平成31年（2019年） 2月4日から	菊池郡菊陽町大字原水地内

平成31年(2019年) 3月22日まで

熊本県公告第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成31年（2019年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字下境目1594番1
2, 629.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1906番地
株式会社建山宅建企画

登載依頼**熊本県警察本部公告第38号**

次のとおり一般競争入札に付する。
平成31年（2019年）4月9日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約名
自動車任意保険契約
 - (2) 入札・契約担当部局
熊本県警察本部警務課装備係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線2314）
 - (3) 契約内容
熊本県警察車両1, 196台に対する自動車任意保険契約
「自動車任意保険仕様書」のとおり
 - (4) 契約期間
平成31年（2019年）5月31日（金）から平成32年（2020年）5月31日（日）まで
 - (5) 入札方法
この入札は、紙入札案件である。
 - (6) 入札金額等
入札金額は、本保険契約に要する費用の総価とする。
 - (7) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
 - (8) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の（1）から（8）までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成31年（2019年）4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (7) 県税を完納している者
 - (8) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
イ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると

- き。役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する
 ウ など、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を
 オ 加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい
 るとき。
- ※ 「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員等」及び「暴力団密接関係者」とは、
 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するもの
 をいう。
- ※ 「役員等」とは、個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は契
 約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所
 長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が
 参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は暴力
 団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(1)から(8)までに定める条件の全てを満
 たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）
 を提出すること。
- (2) 提出方法
 (1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）により郵送（書留郵便に限る。）
 又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
 公告の日から平成31年（2019年）4月23日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
 入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）4
 月23日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の交付
 1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年（2019年）5
 月14日（火）まで行う。
 ※ ただし、入札前の積算に必要な車両データについては、入札参加者のうち入札
 参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。
- (3) 入札の方法
- ア 日時
 平成31年（2019年）5月14日（火）午前10時
- イ 場所
 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁警察棟3階 301会議室
- ウ 入札書の提出方法
 入札書（別紙様式1（代理人が入札するときは、入札書及び委任状 別紙様式2））
 をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うとき
 は、平成31年（2019年）5月13日（月）午後5時（必着）までに1(2)
 の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封
 筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封
 筒の表に1(1)の契約名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れるこ
 と。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、
 1(1)の契約名を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式3）を入れること。
- (4) 開札の方法、日時等
 入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等こ
 れらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の
 もとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入
 札を行うものとする。
 なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退した
 ものとみなす。
- (6) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 記名押印を欠く入札

- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 二以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代えて当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員にくじを引かせるものとする。
- (9) 入札保証金の免除
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の可否
契約書については作成を要しないものとする。
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
 - (2) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のアの期限までにイの提出場所において、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (2)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- 7 問合せ
入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (1) 入札の契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先
熊本県警察本部警務課装備係（熊本県庁警察棟3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線2314）
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

熊本県内水面漁場管理委員会指示第1号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、うなぎの採捕について次のとおり指示する。
平成31年（2019年）4月9日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 江 藤 俊 男

- 1 採捕を禁止する水産動物
全長21センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 禁止区域
熊本県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと接続一体を成す水面
- 4 適用除外
熊本県内水面漁業調整規則第36条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 5 指示の期間
平成31年（2019年）4月9日から平成34年（2022年）3月31日まで